令和8年度 学校栄養職員登録者募集要項

令和7年10月

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当

大阪市教育委員会では、大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校に勤務する栄養教諭の うち、年度途中での退職などの欠員が生じた場合に勤務いただく学校栄養職員(臨時的任用 職員、ただし育児休業や配偶者同行休業の代替の場合は任期付採用)の登録者を募集しま す。登録を希望される場合は、募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を教育委員 会事務局教務部教職員人事担当まで提出してください。

代替として勤務いただく必要が出た場合に、登録いただいた方の中から、書類及び面接等 により選考のうえ学校栄養職員として採用します。

※登録されたすべての方が必ず採用されるわけではありませんので、ご注意ください。

1 募集職種、業務内容及び必要資格

【募集職種】学校栄養職員

【業務内容】給食管理や食に関する指導の補佐など、栄養に係る業務全般

【必要資格】栄養士(管理栄養士含む)免許を有する方

2 任用資格

- (1)地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者
- (2) 令和8年4月1日現在、満18歳以上の者

〈地方公務員法(抜粋)〉

[欠格事項]

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又 は競争試験若しくは選考を受けることができない。
- 1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることができなくなるまでの者
- 2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する 罪を犯し刑に処せられた者
- 4. 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 任用開始日及び期間

【任用開始日】

令和8年4月1日~令和9年3月31日までの期間内で、必要が生じた場合

【任用期間】

- ①臨時的任用職員の場合:任用開始日より6ヶ月以内
 - ※ただし、6ヶ月を限度に期間を延長する場合があります。
 - ※本務者の産前産後休暇の期間については、「臨時的任用職員」として任用を開始 し、育児休業期間の開始日より「任期付職員」に任用を切り替えることがありま す。
- ①任期付職員の場合:1年以内
 - ※本務職員が育児休業等から復職した場合、臨時的任用職員又は任期付職員の任用期間が短縮される場合があります。

4 勤務地

大阪市立の小学校、中学校、義務教育学校

5 給与等

- (1) 月額 232,464 円 (地域手当(給料月額の16%) を含む)
 - ※令和7年10月時点(募集時点)のものですが、給与改定等により採用時には変更 される可能性があります。
 - ※医療職給料表(2)が適用されます。
 - ※採用時には変更される可能性があります。また、前歴などがある場合は、その経歴 に応じて加算されることがあります。
- (2) 諸手当

通勤手当、超過勤務手当、期末・勤勉手当、住居手当、扶養手当などがあります。

(3) 支給日

原則当月17日に支給

※ただし、支給日が休日に該当する場合はこの限りではない。

6 勤務条件等

(1) 勤務時間

週あたり 38 時間 45 分 (1日あたり 7 時間 45 分) 原則として、月曜日から金曜日 8 時 30 分から 17 時 00 分 (休憩時間 45 分)

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 年末年始(12月29日から1月3日)

(3) 時間外勤務

あり

(4) 休暇

◆年次有給休暇

1年につき20日。1年未満の場合は、任用の期間によって按分付与されます。

◆その他の休暇

夏季休暇・忌引休暇・結婚休暇・妊娠障害休暇・産前産後休暇・子の看護等休暇 等

7 社会保険等

①臨時的任用職員

任用初日より健康保険は公立学校共済組合、年金制度は厚生年金が適用されます。

②任期付職員

任用初日より公立学校共済組合の健康保険及び年金制度が適用されます。

※年金を受給している方については、支給される年金額が大幅に減額となる場合があります。詳しくは、公立学校共済組合・年金グループ(06-6941-2864)にお問い合わせください。

8 服務

地方公務員法の定める服務に関する規定(法令等及び上司の職務上の命令 に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、 営利企業への従事等の制限等)が適用されます。

9 登録申込み方法

- (1) 面接の事前予約について
 - ・登録するにあたり面接を実施いたしますので、「大阪市行政オンラインシステム」での面接の事前予約を必ず行ってください。なお、円滑に面接を実施するため「**事前予約制(先着順)**」とします。
 - ・利用者登録がお済みでない場合は、〔新規登録〕をクリックし、利用者登録を行ってから、事前予約を行って下さい。
 - ・ログイン後、「手続き一覧表」もしくは「キーワード検索」に<u>『栄養職員』</u>と 入力後に検索していただき、予約ページへ遷移し予約を行ってください。

(2) 「大阪市行政オンラインシステム」での事前予約期間

◆現在大阪市立の学校園に勤務されている方

・面接実施日:令和7年12月8日(月)から12月10日(水)18時00分~19時50分

・予約期間:令和7年10月22日(水)12時から令和7年11月21日(金)17時まで

•集合場所:大阪市役所 地下会議室

◆上記以外の方

・面接実施日:令和7年12月13日(土)9時15分~12時00分、13時15分~16時00分 令和7年12月20日(土)9時15分~12時00分

・予約期間:令和7年10月22日(水)12時から令和7年11月21日(金)17時まで

• 集合場所: 大阪市役所 地下会議室

※事前予約期間を過ぎた場合は、お電話でお問い合わせください。 空き状況によっては予約できる場合もあります。

※上記の日程での面接にお越しになられない方につきましても随時受付をしていますので、登録をご希望の方はお電話にてご連絡ください

(3)登録申込書の提出

面接の予約が完了しましたら次の提出書類をダウンロードしたものに必要事項を全て記入し、封筒の表に<u>「学校栄養職員登録希望」と朱書のうえ</u>、大阪市教育委員会事務局教務部教職員人事担当(12 登録申込みと問合わせ先)へ郵送または持参にて提出してください。

◆提出書類

「学校栄養職員登録申込書」・・・1通

※過去3ヶ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を貼付してください。 ※提出書類は一切お返しいたしません。

※申込書に記載の個人情報は、臨時的任用職員、任期付職員採用関係事務以外 の使用はいたしません。

◆提出期限

提出書類につきましては <u>令和7年11月21日(金) ≪必着≫</u> までに郵送または ご持参ください。 ※持参される場合は、

月~金曜日(土・日・祝日除く)の午前9時15分~午後0時 月~金曜日(土・日・祝日除く)の午後1時~午後5時 上記いずれかの日時に提出してください。

(4) 登録名簿の有効期間

登録名簿の有効期間は**令和9年3月31日まで**となります。なお、有効期間後、再度登録を希望される方は、次回以降の募集の際に改めて登録してください。

(5)登録の取消・変更・失効

- ・他に就職が決定した等で登録を取り消される場合や住所や連絡先が変更される 場合は、必ず教育委員会事務局教務部教職員人事担当へご連絡ください。
- ・登録後任用資格を満たさないことが判明した場合には、登録を取り消します。

10 登録後の面接等の連絡

面接の日程や選考会場等に関する連絡は、任用する時期に合わせて、申込書記載の連絡先に行います。登録していただいても、登録期間中(令和9年3月31日まで)に全ての方に連絡があるわけではありませんので、ご了承ください。

11 選考の方法

- ・書類審査や面接等により採用を決定します。
- ・選考結果は受験者本人あてに通知します。
- ・採用時に健康診断を受けていただきます。※名簿登録時には不要です。

12 登録申込みと問合せ先

大阪市教育委員会事務局 教務部 教職員人事担当 学校職員人事・管理グループ

住所: 〒530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20 大阪市役所(本庁) 3階

電話:06-6208-9122 FAX:06-6202-7053

登録から採用までの流れ

